

主な出来事（2009年3月）

1. 本年3月2日、ナイシンが食品添加物に指定されました。（指定添加物：389品目）
 ナイシンの使用基準は、次の通りです。

品名	分類	使用できる食品等	使用量等の最大限度	使用制限
ナイシン	保存料		ナイシン A を含むポリペプチドとして	
		食肉製品	0.0125g/kg	特別用途表示の許可又は承認を受けた場合はこの限りではない
		チーズ（プロセスチーズを除く）		
		ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品を主要原料として泡立てたもの）		
		ソース類	0.010g/kg	
		ドレッシング		
		マヨネーズ		
		プロセスチーズ	0.00625g/kg	
		洋菓子		
		卵加工品	0.0050g/kg	
		味噌		
洋生菓子（穀類及びでん粉を主原料としたもの）	0.0030g/kg			

尚、3月5日付けの「食品化学新聞」に、「『保存料』、『製造用剤』とし使用できる。」との記載がありますが、「製造用剤」として使用できるかどうかは、個別に確認されることをお勧めします。

2. 今後の食品添加物の指定予定

2008年7月30日、薬食審・食品衛生分科会です承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) イソバレルアルデヒド（香料）
- 4) バレルアルデヒド（香料）

1)：2008年6月18日～7月17日、パブリックコメント

2)、3)、4)：2008年9月16日～10月16日、パブリックコメント

2008年12月25日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

5) 2,3-ジメチルピラジン (香料)

6) 2,5-ジメチルピラジン (香料)

7) 2,6-ジメチルピラジン (香料)

8) 2-エチルピラジン (香料)

9) 2-メチルピラジン (香料)

10) ソルビン酸カルシウム (保存料)

8)、9) : 2009年2月19～3月20日、パブリックコメント

10) : 2009年2月20日～3月21日、パブリックコメント

2009年3月24日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

11) 2-メチルブチルアルデヒド (香料)

3. 厚生労働省が、健康影響評価を取り下げた品目

2月12日に開催されました内閣府食品安全委員会において、「指定要請に海外の会社が協力できないことから、指定要請者が取り下げを願い出た。」ので、ウッドロジングリセリンエステルの食品健康影響評価を取り下げるとの厚生労働省の申し出が受理されました。

クラウデー (香料を含む乳化製剤) の油相に添加し、その安定性および屈折率の差による濁りを付与することを目的として添加されています既存添加物ロシンあるいはダンマル樹脂に替わるものとして、国際的にも汎用されていますウッドロジングリセリンエステル (GEWR) を添加物に指定するように三栄源エフ・エフ・アイ株式会社から要請されていたものです。

4. 中国の遺伝子組換え体 (米)

中国農業科学院水稻研究所を訪問し、商業生産されている品種は、4品種であることが判明しました。これらの品種については、学术论文で公表されております。

1) M63

2) Kemingdao { KMD1

3) { KMD2

4) BLB (Bacterial Leaf Bright)

我が国の監視状況については、非公式に厚生労働省へ問い合わせしております。

5. 中国の食品安全法

国家標準など、必要事項については、準備が進められているとのこと。

翻訳 (仮訳) を添付しました。

6. 中国最大の食品添加物の展示会であります Food Ingredients China 2009 (FIC) が、3月23日

～25日、上海の3会場で開催されました。本年も熱気を感じるほど盛り上がっていました。

また、中国でも KOSHER 認証のブースがあり、印象的でした。

EU : FIE (隔年) 本年 11 月 17 日～19 日 (Frankfurt)
米国 : IFT (毎年) 本年 6 月 6 日～9 日 (Anaheim/OC, CA)
日本 : ifia (毎年) 本年 5 月 20 日～22 日 (東京ビッグサイト国際展示場)

7. 第 69 回 JECFA 会議の報告書 (WHO Technical Report Series 952)

昨年 6 月 17 日～26 日にローマで開催されました第 69 回 JECFA 会議の報告書 (全文 : 209 ページ) が公開されました。

日本の業界が中心となって進めてきました甘味料ステビア抽出物について、ステビオール配糖体の ADI がステビオールとして 0～4mg/kg 体重 /日と認められたことが記載されています。

8. 今月の主な違反事例

- ・ 富永貿易株式会社 (神戸市中央区) が、アルゼンチンから輸入した「ARCOR ホールトマト (トマト・ジュースづけ) を、本年 2 月 16 日と 2 月 26 日に熊本県人吉保健所が収去検査したところ、ハロキシホップ (農薬) が 0.019ppm、0.024ppm 検出された旨の連絡が、神戸市保健福祉局であったので、神戸市東部衛生監視事務所が調査した結果、当該品の原料であるトマトにハロキシホップが基準 (0.01ppm) を超えて残留していたものと判断し、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定 (残留基準) に違反するものとして、神戸市保健所長は 3 月 10 日に輸入者に対し同法第 54 条に基づき回収を命じました。

また、輸入者は回収命令対象のロット (F C L 8 0 9 2) 以外についても、2008 年製造のトマト缶詰 (ホールトマトとカットトマト) の全てを自主回収する予定です。自主回収対象品の賞味期限は全て「2010.07」とのことです。

- ・ 株式会社 BSB (千葉県成田市) が中国から輸入した「生ドジョウ」から、エンドスルファン (0.005ppm) が検出され、食品衛生法第 11 条に違反するので、当該品が国内で販売されないように、各自治体に対応が要請されたと、3 月 5 日に厚生労働省から公表されました。
- ・ ホリアンドカンパニー (大阪市生野区) がフランスから輸入した醗酵茶から、キナルホス (0.9ppm) が検出され、食品衛生法第 11 条に違反するので、当該品が国内で販売されないように、各自治体に対応が要請されたと、3 月 15 日に厚生労働省から公表されました。
- ・ 株式会社タイオリエント商事 (東京都墨田区) がタイから輸入した「生鮮ノイタコノキ」から、ジフェノコナゾール (0.06ppm) が検出され、食品衛生法第 11 条に違反するので、当該品が国内で販売されないように、各自治体に対応が要請されたと、3 月 23 日に厚生労働省から公表されました。

8. その他

- ・ 2009 年第 10 週において、中国産 (オランダ経由) ビーフンから未承認遺伝子組換え体 (BT63、米) が検出されたとして、EU から警報通知が発せられました。

以上。